

「インターKX所得税」平成17年度法改正対応版 概要 (Ver.H17.1)

「インターKX所得税 Ver.H17.1」での対応内容をご案内します。当内容は、予告なく変更されることがありますので、ご了承ください。

1. データの利用について

データ移行対象バージョン・・・Ver.H16.1*以降
上記のバージョンからデータ移行が可能です。

2. 法改正とシステムの変更内容

システムに関係する改正の内容と対応内容は次のとおりです。

● 老年者控除の廃止

所得者本人が年齢65歳以上で、かつ、合計所得金額が1,000万円以下である場合に適用される老年者控除（50万円）が廃止されました。

<適用時期>

平成17年分以後の所得税について適用されます。

→システムでは、申告書入力画面の[本人・障害]タブから「老年者控除」欄を削除し、個人情報の生年月日が昭和16年1月1日以前で、かつ「◎所得金額等の合計額+個人基本情報の退職所得金額」が1,000万円以下の場合であっても、老年者控除額が計算されないように対応します。

● 青色申告特別控除額の改正

取引を正規の簿記の原則に従って記録している者については、青色申告特別控除額を65万円（これまでは55万円）に引き上げることとされました。なお、簡易な簿記の方法により記録している者に係る経過措置（45万円の控除）は、廃止されることとなりました。

<適用時期>

平成17年分以後の所得税について適用されます。

→Ver.H17.1では、改正後の青色申告特別控除額（65万円または10万円）が、申告書に計上されるように対応します。

また、改正に伴う青色申告決算書の様式変更にも対応します。

● 寄付金控除の改正

寄付金控除について、控除対象限度額が総所得金額等の100分の30相当額（これまでは100分の25相当額）に引き上げられました。

<適用時期>

平成17年分以後の所得税について適用されます。

→システムでは、控除対象限度額の引き上げに対応します。

● その他様式変更への対応について

平成17年分（平成18年3月申告）より使用する確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書、計算書で、現時点で様式変更が予定されていることが明らかなのは、次のとおりです。

システムではこれらの様式変更に対応します。

① 確定申告書 全様式共通事項

・左端のとし穴を15穴から穴に変更（住民税用については、従前（15穴）のとおり）されました。

② 申告書A様式、B様式共通事項

・申告書第一表の電話番号欄について市外局番からの記載を促すため、ハイフン（-）が追加されました。

・申告書右端「第一表」および「第二表」の表記下に「（平成十七年分以降用）」の文字が追記されました。

・国民年金・保険料等について、社会保険料控除の適用を受ける場合には、国民年金保険料等の支払いをした旨を証する書類を添付又は提示することが義務付けられたことから、申告書「第二表」の右端及び裏面の添付書類に関する説明書きの文言を整理（「生命保険（料や損害保険料）を「国民年金保険料や生命保険料」に改訂）されました。

・申告書下部の整理欄に「管理」欄が追加され、「漢字」欄が削除されました。

③ 申告書A様式

・老年者控除の廃止に伴い、第一表の「⑩老年者、寡婦、寡夫控除」欄の「老年者、」が削除されました。

・老年者控除の廃止に伴い、第二表の右上の「○ 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「本人該当事項⑩～⑪」欄に係る「□ 老年者控除」部分が削除されました。

・申告書第二表の左下の「○ 住民税に関する事項」の「株式等譲渡所得割額控除額」欄が削除されました。

④ 申告書B様式

・老年者控除の廃止に伴い、第一表の「⑰～⑱老年者、寡婦、寡夫控除」欄の「⑰～」及び「老年者、」が削除されました。

- ・ 老年者控除の廃止に伴い、第二表の右上の「○ 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「本人該当事項⑰～⑲」欄について「⑰」が「⑲」に変更されました。また、当該欄に係る「□老年者控除」部分が削除されました。

⑤ 申告書 A・B 第二表、申告書第三表、申告書第四表、申告書第五表共通

- ・ 各表に印字されていた「受付印」の表示が削除されました。

⑥ 青色申告決算書（一般用・農業所得用・不動産所得用）

- 青色申告特別控除額の引上げ（55 万円→65 万円）及び経過措置（45 万円控除）の廃止に伴い、次のとおり変更されました。

青色申告決算書	変更箇所
一般用	・ 2 頁目 「○青色申告特別控除額の計算」欄
	・ 4 頁目 左欄外
農業所得用	・ 4 頁目 「(K)青色申告特別控除額の計算」欄、および、左欄外
不動産所得用	・ 1 頁目 「(22)○青色申告特別控除額の計算」欄
	・ 4 頁目 左欄外

⑦ 青色申告決算書（不動産所得用）及び収支内訳書（不動産所得用）

- ・ 青色申告決算書（不動産所得用）2 ページの「○不動産所得の収入の内訳」欄に「用途〔住宅用・住宅用以外等の別〕」欄が追加されました。
- ・ 収支内訳書（不動産所得用）1 ページの「○不動産所得の収入の内訳」欄に「用途〔住宅用・住宅用以外等の別〕」欄が追加されました。

⑧ 株式等に係る譲渡所得の金額の計算明細書（1 面）

- ・ 計算明細書上部に「平成__年分」が追加されました。
- ・ ⑦の空欄が削除され、小計の項目名が「④から⑥までの計」欄に変更されました。
- ・ 「特定管理株式のみなし譲渡損失の金額⑧」欄が追加されました。

⑨ 住宅借入金等特別控除額の計算明細書

- ・ 住宅借入金等特別控除額の計算明細書が OCR 化されました。
- 住宅借入金等特別控除額の計算明細書(OCR 用紙)は、従来の「住宅借入金等特別控除額の計算明細書(一面)」および「住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書(三面)」をまとめたものになります。

また、「連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書(四面)」が付表になりました。

●対象年月日の更新

次のとおり、各種控除の対象年月日が変わります。

- ・ 老人控除対象配偶者・老人扶養親族
昭和11年1月1日以前生まれの人が老人控除対象配偶者または老人扶養親族の対象になります。
 - ・ 特定扶養親族
昭和58年1月2日～平成2年1月1日までの間に生まれた人が特定扶養親族の対象になります。
 - ・ 住宅借入金等特別控除額の適用期間の変更
住宅借入金等控除額において、対象となる居住開始年月日が平成12年1月1日～平成17年12月31日になります。
- なお、平成11年1月1日～3月31日までの間に居住の用に供した場合に摘要されていた経過措置の適用期間は、平成16年で終了しました。

3. その他変更内容

次の点につきましても、変更を予定しています。

●税務代理権限証書の対応

税理士法の改正(平成14年4月1日より施行)により、税理士が税務代理をする場合に、その権限があることを証明する書面を委任状から「税務代理権限証書」とすることが定められました。

Ver.H17.1では、この税務代理権限証書の作成に対応します。

対応帳票	概要
税務代理権限証書	税理士又は税理士法人が、税務代理をする場合に、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出する手続きです。
税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面	税理士又は税理士法人が、申告書を作成した場合に、その申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付して提出する手続きです。
税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面	税理士又は税理士法人が、他人の作成した申告書について審査した場合に、その審査した事項等を記載した書面を申告書に添付して提出する手続きです。

●申告書の入力関連

① [税額控除] タブの「(32) 差引所得税」を上書(水色)項目に変更

農業所得金額のうち、肉用牛について特例の適用を受ける場合は、「肉用牛の売却による所得の税額計

算書」を別途使用して税額を求めますが、Ver.H17.1では、申告書の〔税額控除〕タブの「(32)差引所得税」を計算(黄色)項目から上書(水色)項目に変更し、ここに、「肉用牛の売却による所得の税額計算書」で求めた⑫の税額を上書入力できるように対応します。

※「肉用牛の売却による所得の税額計算書」には対応しません。

②申告書 B：事業所得が赤字で分離課税が黒字の場合の控除額計算の見直し

総合所得で赤字が発生した(損益の通算の計算書の「所得金額の合計額(⑪)から⑬までの合計額(⑰)」が赤字となる)場合、Ver.H16.1では、総合所得の赤字をそのまま計上して「所得から差し引かれる金額」(*)を計算していますが、Ver.H17.1では税務署の指導に従い、総合所得の赤字は0円とみなして計算されるように対応します。

(※)「所得から差し引かれる金額」とは、具体的には次の控除額です。

雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅取得等特別控除、老年者控除、配偶者特別控除、寡婦(夫)控除、勤労学生控除

●申告書の印刷関連

①控用の印刷対応

Ver.H17.1では、次の帳票について、白紙に控用の印刷ができるようになります。

- ・申告書 (A様式、B様式、第三表、第四表、第五表、別紙明細、損益の通算の計算書)
- ・青色申告決算書
 - 一般用、農業所得用、不動産所得用、別紙明細(不動産所得の収入の内訳、減価償却費の計算)
- ・収支内訳書
 - 一般用、農業所得用、不動産所得用、別紙明細(不動産所得の収入の内訳、減価償却費の計算)
- ・所得の内訳書
- ・医療費の明細書
- ・財産及び債務の明細書
- ・変動所得・臨時所得の平均課税の計算書
- ・住宅借入金等特別控除額の計算明細書
- ・株式等に係る譲渡所得の金額の計算明細書

②破線設定の削除(申告書の白紙印刷・一括印刷)

Ver.H16.1では、使用するプリンタにより破線(点線)が実線で印刷されることがあるため、申告書の白紙印刷や、一括印刷の詳細設定画面の<破線設定>で、破線幅と太さを任意に設定できるように対応しています。

Ver.H17.1では、開発ツールのバージョンアップに伴い、プリンタの機種に関わらず、破線は破線のまま印刷できるようになり、破線設定を行う必要がなくなるため、白紙印刷や、一括印刷の詳細設定画面から<破線設定>ボタンを削除します。

●青色申告決算書関連

①月別売上・仕入金額の合計欄を上書可能項目に変更

[収入内訳]タブの計の欄を計算(黄色)項目から上書(水色)項目に変更します。

これにより、月別入力せずに、直接合計金額だけを入力できるようになります。

②財務会計 Ver.3以降との自動連動に対応

財務会計 Ver.3以降のプログラムと自動連動できるように対応します。

●個人データの個別リストア画面の変更

Ver.H16.1では、個人データの個別リストア画面について、バックアップしたデータのファイル名しか表示されないため、リストアしたい個人データを特定するのに手間がかかります。

Ver.H17.1では、法人税や減価償却などの他システムに合わせて、個人データの個別リストア画面を変更し、個人コード、氏名、申告区分、提出日、バックアップ日時が一覧表示されるように対応します。

●アクセスログ出力の対応

次の処理実行時にアクセスログの出力が行われるように対応します。(アクセスログ基本パック使用時)

- ・ログイン/ログアウト
- ・個人選択・登録画面(個人登録/個人コピー/個人削除/繰越処理/バックアップ/リストア/前年データ取込)
- ・印刷(プレビューからの印刷/一括印刷/税務署用紙への印刷/税務代理権限証書の印刷/個人一覧表印刷)
- ・オプション(個人データの一括バックアップ/一括リストア)
- ・電子申告用ファイル出力
- ・財務連動(連動時、差異項目リストの印刷時、及びファイル出力時)

4. H16年度版で繰越処理した17年度データについて

Ver.H16.1で繰越処理を行い、平成17年度になっているデータについては先行入力したデータも含めて、Ver.H17.1で「前年データ取り込み」を行うことでそのまま使用できます。

ただし、法改正により様式や書き方が変更される帳票等につきましては、先行入力したデータが正しく移行されない場合があります。

特に、申告書の第四表(損失申告用)、株式等に係る譲渡所得の金額の計算明細書(1面)、住宅借入金等特別控除額の計算明細書につきましては、様式変更により、先行入力したデータが正しく移行されなかったり、再入力が必要になる可能性がありますので、データ変換後は、必ずデータの見直しが必要です。

5. 電子申告対応について

平成17年度の所得税システムで対応している帳票を、電子申告システムに取り込むためのプログラムのご提供時期は平成18年2月中頃を予定しています。

今回のプログラムには含まれません。

6. KX所得税(平成15年版 Ver.W1)からのコンバートについて

KX所得税確定申告書V+は、平成17年6月30日をもってサポートを終了いたしましたので、今回よりコンバータの提供はございません。

KX所得税確定申告書V+平成16年版で先行入力した平成17年のデータをInterKX所得税で継続使用される場合は、「InterKXアプリケーション定期発行CD-ROM」に収録されている所得税コンバータ(Ver.H16.1)をセットアップして移行作業を実施してください。

7. カラー印刷に関する注意

OCRの正確なカラー出力を行うために、以下のプリンタについて動作確認をさせていただきました。ただし、カラー出力した申告書の提出に際しては、事前に所轄税務署の確認が必要になります。窓口によって対応が異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

LP-M5500・LP-S5500・LP-9200C・LP-9800C・LP-8800C
LP-9000C(販売終了)・LP-9500C(販売終了)